

清代江南における圩田水利の一事例 —常州芙蓉圩の場合—

森 田 明

かならない。

そしてかかる人口の増大を可能にした、農業生産力の発展の前提には、水利条件の整備のための、いわゆる「圩田」、「围田」とよばれる水利田の形成が不可欠であったことも周知のことである。⁽¹⁾

はじめに

一 芙蓉圩の形成と実態

二 坊堤の修築と管理

三 坊内の排水と管理

おわりに

はじめに

ところで、これら江南地域の圩田水利については、すでに内・外において多くの研究成果があげられている⁽²⁾。中国の研究は概して坊田のあり方についての技術的解明に重点がおかれているのに対し、日本の研究は坊田水利の管理システムなどの社会的関係の究明に重点がおかれてきた。

以下後者を浜島敦俊氏の研究を中心に、明清時代の研究成果と課題を簡単に紹介することにしよう。⁽³⁾

江南圩田水利の技術的課題としては、(1)圩田が基本的に低湿地であったので、一たび大雨にあつたり、多雨期には田畠を水害から護るために、坊堤の管理と修築が不可欠であった。(2)圩内の田畠間を縦横に走るクリークの浚渫、(3)凹形をしたすり鉢状の坊内に滞留した雨水の排除が、農業生産の確保のための緊急な作業としてあげられる。それではこれら的重要課題に対する維持管理は、どのように行われたのであろうか。

圩田水利の維持管理をめぐる社会的組織については、明代正徳・嘉靖期^{15世紀前半}を画期として歴史的変化が指摘

されている。それ以前の圩田管理は、里甲制下の賦役体系の一環に位置づけられ、塘長・圩長らの諸役の督率の下で、圩堤の修築やクリークの浚渫が実施されていた。圩堤の修築についていえば、郷居地主を中心として、いわゆる「田頭制」とよばれる、田畝の畦面の長さに応じた修築負担が原則であった。

ところが、十六世紀半ば以後になると、水利徭役をはじめとする里甲制体制を支えていた、郷居地主の没落とウラハラに、徭役免除特權をもつ城居地主層の登場によって、里甲制そのものが解体に向い、圩田水利も荒廃が不可避であつた。こうした郷居地主を主体とする共同体関係の弛緩、崩壊にかかり、その再編と管理強化のために登場したのが、「照田派役」＝「業食佃力」方式にほかならなかつた。

「照田派役」とは、圩内の全耕作者がそれぞれの田畝数に応じて、一定の役務を負担するものであり、耕作者＝佃戸のすべてが圩田水利に主体的に参画することを意味するものであつた。一方の「業食佃力」は、役勢＝労働を耕作者が負担するかわりに、地主がその経済的保障を行い、一定の費用を負担するものである。かかる方式の成立は、城居地主の利益との低觸から公権力の介入が前提とされているが、その背景の分析の必要性が指摘されている。

なお、このような圩田水利の管理形態の変化とともに注目されているのが分圩の問題である。当初の圩田は二、三千畝から数千畝と広大であったが、明代中期以降数百畝単位へと分圩が進行した。それは圩内の灌・排水の利便性や、圩田管理をめぐる協働組織上の社会的条件にあると考えられているが、さらに土地利用の高度化、水文・地文状況の改造、変化等との関連も、今後の検討課題とされている。

浜島氏の水利慣行を均田均役法との関連において考察した以上の成果をうけ、その後大谷敏夫氏は、水利行政と郷紳支配を通じて、清代の水利慣行を分析された。特に清代中期以降の水利事業における捐納の増加と、郷董制の成立に注目され、それが従来の業食佃力方式による民辨の水利事業への、官督権の強化を意味するものであると同時に、水利責任者としての董事は、かつての徭役の復活ではなく、地方行政機構の一端を担う職種であったという。

本稿ではこうした大谷氏の指摘と密接に関連する、清代道光期における圩田水利の管理について、江蘇省常州府の陽湖・無錫両県に介在する芙蓉圩⁽⁴⁾の一事例を、具体的に考察しようとするものである。したがつて本稿は、不可避的に大谷氏の見解についての検証作業としての意味をももつてゐることを付言しておきたい。

一 芙蓉圩の形成と実態

僅得一稔、民乃益窘、昔所謂無大貧者、今竟有之矣、
とあり、

芙蓉圩はもと芙蓉湖とよばれた湖水であつた。東晋の建武元年(三一七)、内史の張闡が、芙蓉湖内に湖田百頃を開かせたが、果せなかつたらしい。したがつて唐・宋・元においても、湖としての存在を保つていた。その芙蓉湖が本格的に圩田化するに至つた契機は、明の宣徳・正統期、江南巡撫として治績をあげた周忱の施策によるものであつた。

至明宣徳初、周文襄公忱巡撫、江南大興水利、以官錢糴米羨餘、上築溧陽東壩、下疏江陰黃田港湖水、遂涸分築各大圩、召民開墾、湖遂爲田、⁽⁵⁾

とあるように、宣徳年間のはじめ周忱が公金を用いて溧陽の東に壩を築き、芙蓉湖への水をせき止める一方、江陰の黃田港へと湖水を排出し、湖を涸らして圩田化をはかり、そこに民を招募して開墾を進めたのである。

当初の圩内の状況については、

始築時、中多蘆葦、召民開墾、応募不多、僅数姓居此耳、地広人疎、有田可耕、雖無大富亦無大貧、其後遭明季之亂、人厭棄城市、挈脊菰蒲深處、作桃源、避秦計、因以家焉、迄今籬落稠密、子孫蕃衍、雖屢遭水患、而散而復聚、戸口日增、惟是村漸多、田漸少、食指益浩繁、歲又

破壊、村無完墻、十室九空、盡沒草莽中、迄今連穫兩稔、民復完聚、亦稍事修葺矣、盛衰有時、安知不復盛耶、⁽⁸⁾ という如く、一たび圩堤が決潰すれば、澇害によつて村落は盡く水没するに至つた。しかし、水澇さえなく収穫が得られれば村落が復活したので、その盛衰増減は免れなかつたが、清代中期の芙蓉圩では、「大小不一」の村落が九図半にわたり、百四十を数えている。⁽⁹⁾

ところで、当時の圩田の耕作者＝圩民の実態について、その一端を清代康熙十五年（一六七六）の吳興祚（伯成）「湖民積困十条」から窺うことにしよう。

湖田極低、有寸雨、即漲尺水、水勢有聚無散、故久雨即驚、一潦則洪波停蓄、半年不退、居民皆架木棲身、三年兩渰、非全飢即半歉、其風調雨順之年、什不得一、又每年僅秋熟、約計十年之内、全稔者、不過两三、地瘠民貧、莫過於此。⁽¹⁰⁾

さらに、他方では、

とあるように、圩田のもつ自然条件に規定される、生産的不安定性は極めて大きく、経済的蓄積の可能性は低かつた。湖民概無蓄積、如遇荒年、該田人戸、名爲有産、一樣飢寒、且無田者、反得優游食力、而該田者、常被追呼、欲變產苦無售主、鬻子女不忍分離、往往給公無計、情極捐生、深可憐憫、凡遇水荒、查得通縣、低田不及五分之一、

而青城一区、尤爲有限、縱墾從寬恤、亦無碍催科之政、⁽¹¹⁾ とあり、また、

飢民最苦差擾、公差路遠、催糧無不駕舟、哮吼一到、即圍坐人家、需索船錢、東道在救饑、不暇之日、公私交迫、魄散魂驚矣、又驗荒之後、即飭造冊停征、尚有不肖區書、希圖射利、……饑民、仍受無窮之累、⁽¹²⁾

とある如く、「無田者」は勿論、「有産者」でも、一たん荒年にあれば忽ち破産し、土地を失い子女をも鬻がざるを得なかつた。しかし、問題はそれに止まらず、彼らの窮迫を更に促迫したのは、容赦のない催科、つまり苛酷な徵稅であつた。これらの負担にはその他各種の需索が加わり一層増大した。

彼らに対し停征の措置がとられてもなお、不良の胥吏による不正の誅求が加えられ、無限の累が饑民を苦しめたのである。

湖内饑荒人、都藉紡織爲生、捕魚活命、最可惡鄉市富商、花米騰価、致饑民難以餉口、捕魚必用小船、或船被竊去、則全家坐斃、至於捕魚人、亦有爲害、地方者小船、三五成羣、黑夜以網業爲名、逢路截貨刦掠、孤村偷竊、池魚草木、到處皆然、故荒歲、宜急於平物價、嚴禁緝、⁽¹³⁾

江南デルタ地域に広く浸透していた富商・商業資本の支配であつた。圩田生産の災害時においては、紡織や捕魚はその最低生活を維持する必要不可欠な手段であつた。こうした彼等に対してもその影響は波及し、米価騰貴が生活を圧迫している。捕魚用の小船が竊去されて生活手段を失い破滅するものや、部外者による財貨の劫掠、池魚草木などの竊盜などが頻発しており、荒歳時における物価対策や治安の維持が緊急な課題として要望されている。吳興祚はさらに、

……無賴不顧饑荒、倡爲祈年禳災之説、扮會演戲、此尤剝削民膏之極者、又大荒之後、每多疫癟、土風最信妖言禱鬼、必罄家吸髓、以致產廐田荒、子女拋散、是苦中加苦、皆由巫邪所使、至有少年不法、偏於荒涼處、聚賭夜合曉散、實爲盜賊之媒、又或乘機略販、使人骨肉離析、愈慘愈毒、……

と記している。即ち圩内においては、以上の如き饑民の困窮に乘じて、無賴が行う祈年禳災のための演劇の催行、飢餓後の疫癟退散の祈禱と称し、巫邪による民衆の搾取は苦累の最たるものであつた。また年少の不法者も多く、夜合曉散で賭博に熱中し、時には盜賊に手をかしたり、かどわかしを働くなど悪質な犯罪が多発していたという。

以上は清代康熙年間、十七世紀後半の特に災荒時の圩民の

窮状を述べたものであつたが、その後の道光期、十九世紀半ばの圩内の状況は如何であつたろうか。

圩鄉僻陋、亦知延師課讀、稍長能佐父兄輒棄之、國朝二百年來、中甲榜者一人、中乙榜者二人而已、民生不見外事、安於畎畝、以生以食、數遇奇潦、棄產不惜、今大半作租田矣、農隙時捕魚佐之、婦女無裝飾、絕鉛華、勤劬同於男子、夜篝燈紡織、雖嚴寒盛暑不輟、客於外者、百中僅一、非戀鄉里、緣無先容、則牽引不去田多不麥、全賴秋穫、而官租私債、交責無餘、范石湖先生、有句云、官租私債紛如麻、……有善治生者、營運子母亦、積貲不多、旋且銷去、諺云、窮不討飯、富滿萬、此就昔時言之、今則不滿萬、猶是而討飯不免矣、……

と当時の様子について述べている。圩民の生活はほぼ二世紀後の平時においても基本的に変らず、彼等は營々として圩田の租作に励むと同時に、寒暑、晝夜を分たぬ婦女の紡織や、農隙時の捕魚等の副業によつて最低の生活が維持されたのであつた。彼等にも容赦のない官租や私債の圧迫が加えられた。諺によれば、昔時はまだ多少の余裕があつたが、今は相対的に貧窮化が進んでいるという。

二 圃堤の修築と管理

前節において当初から清代に至る芙蓉圩の形成過程と、圩民の実態についての概略を考察した。本節では清代における圩堤の修築、管理の状況について具体的に検討することにしたい。先ず、

自治湖以来、迄今数百年、遇雨霪、水溢潰決者屢矣、前明万曆八年、天啓五年、國朝康熙十九年、天幾幾欲毀之矣、而八年則有少尹郭公、五年則有少尹張公、十九年則有巡撫、慕宋兩公、卒能重復旧規、後先繼美、是將毀而終不毀者也。⁽¹⁷⁾

とあるように、明末から清初だけでも数回にわたって、芙蓉圩の外圍＝圩岸の決潰を繰返しており、その都度時の少尹や巡撫等の地方官によつて築堤の復旧工事が実施されている。

その一方では、

芙蓉圩、計九圖半、共田二萬七千有奇、……築湖爲田、形如仰釜、地勢最低、全賴圩岸閘壩、高厚堅固、旱澇蓄洩、有資保、無衝決之患、每年春和農隙、按田出夫、大加修築一次、仍設有圩長八十一名、于夏雨滂沱之際、晝夜巡視岸閘、遇有稍損、立時修整、以備不虞、是以苛憲洪恩、憐念、圩民歲有修圩劳苦、一切差徭、勒石槧行優

免、茲奉委員查勘、圩堤閘壩、修費浩繁、身仍遵業食佃力之例、循照修築。⁽¹⁸⁾

とあり、大規模な復旧事業については官僚主導の修築工事が施行されたのに対し、歳修つまり日常的管理と定期的な修築事業は、すでに十六世紀半ば以降、城居地主層の登場とともに、従来の共同体関係の再編、強化として出現した「按田出夫」、「業食佃力」方式に依つて行われていた。因みに清代においても、

查兩圩卷宗、均於康熙十九年、奉各大憲奏定章程、圩民在田起夫、每歲農隙之時、專修圩岸、優免一切大小差徭、遵循已久。⁽¹⁹⁾

とあり、さらに

修築圩岸、本係各該國農民、應辦之事、無可推諉。⁽²⁰⁾
とあるように、圩内農民の自主的な管理が慣行であった。その後も「曾於康熙十九年、堤破築修後、迄今百有餘年、悉臻完固」⁽²¹⁾とあるように、かなり長期間にわたつてその管理体制が機能していたと考えられる。

しかし、道光年間に入ると、

緣圩人年久偷惰、視修築、爲具文、雖稍加補葺、堤漸低狹、道光十四年、奉巡撫林公、札飭重修、余邀圩人、集報慈庵、議大興修、以人心不齊、人力不協、事尼不行、⁽²²⁾

というように、さすが長期にわたる間に管理は次第に弛緩し、修堤工事は形骸化すると同時に、その機能の低下は免れなかつた。

こうした時期に不可避的に発生したのが、道光二十年の大雨水による大規模な圩堤の決壊と、甚大な被害であつた。

……自道光癸未迄今、未逢豐稔、民之積困、已非一日、

今夏（道光二十年—筆者註）、六月初、大雨浹旬、洪濤泛溢、錫邑范家莊張姓村、前兩圩因岸、潰決四十餘丈、圩民搶築、人力難施、全圩陸沉、疊遇狂風鼓浪、民房傾倒、十之七八、四圍圩岸、繞皆崩壞、……然連年、積困之後、又遇奇荒、民皆饑餓難支、大半流亡、遠乞間、或稍有餘力之家、烟竈湮沉、墻垣傾倒、現在謀生不⁽²³⁾瞻、……

とあり、

（道光）二十年、梅雨以時插秧、並易五月杪、青苗繡陌、或然可觀農民慰甚、六月初、雨霪水漲、轉喜爲憂、圩人蟻聚、因堤防堵、如禦大敵、初八日、大雨如注、堤裂數處、合圩搶築、缺而復完、旋圩外山多發蛟、水益泛溢、初十日、錫邑范家莊村、前裂數十處、衆號泣馳救、圩外有好義者、駕木筏囊築、無如人力難施、全圩竟至陸沉、

扶老携幼、避居圩外、哭聲震天、數日夜不絕、更有地方惡棍、糾合匪類、藉水搶擄、要劫一室、慘不忍言、廬舍倒十之七八、大因未裂、殘堤亦、遭風崩塌、無復完所、况我圩既破四面、各圩亦、成汪洋、一片滔天、氣勢相望、皆驚圩中十室九空、間有守戶不去者、架木爲巢亦、相對無人色、余家十數口、寄居高阜親串處、惟長孫守戶、曰僅一炊而已⁽²⁴⁾、

と当時の被害状況を詳細に記している。これらによれば、六月始めの十日間余りの長雨による洪水は、四十餘處の圩堤の決壊をもたらし、全圩が冠没した。また殆んどの家屋が風波のために倒壊し、圩民の多くが死亡離散の憂き目に会つたのである。災害発生前すでに連年の不作のため窮迫していたうえへの被害であり、辛うじて一命を取りとめた者も茫然自失の状態であつた。なおこうした時機に乗じて搶劫を働く、悪質な棍徒や匪類の跳梁もその悲劇をより大にしている。

さてかかる深刻かつ甚大な被災後の、芙蓉圩の復旧工事はどういうに実施されたのであろうか。

比次修築、係爾等分内之事、自應仍照旧章辦理、惟當此大祲之後、小民流散、困苦難支⁽²⁵⁾

とあり、

足修築堤岸、本係各該圖農民、應辦之事、無可推諉、當即出示曉諭、……惟查該處被水以來、民情頗形拮据、而

芙蓉圩、尤為困苦、若專責農佃修築、又慮其力有不逮敗²⁶

…

とある如く、圩堤の復旧は本来、旧章にしたがつて圩民の自
主的な負担のもとに実施すべきであった。しかし、現実には
さきのような被害下の圩民が、自ら修堤工事に当ることは不
可能であつた。そこでこの緊急な課題に対してとられたのが
次のような方策であつた。

…經敝縣合同賑局紳董籌議、於捐賑項内、撥給若干、
以資修築、如田在五畝以上者、照田起夫、在五畝以下者、
半給工價、捐款既不虛糜、工程亦可集辦、除出示曉諭、
並諭飭地保、每圖選舉幹練董事二名、殷實圩長一名、夫
頭十名、并飭查開田畝、呈候核明、派夫修築外、合再抄
示移会、爲此合移⁽²⁷⁾
とあり、また

該圩修築固堤、本屬分内之事、今會同城局紳董、於捐賑
項下、撥給錢文、以資修築、係屬軫念災黎、且賑且築之
意、爾等自應踴躍從事、既不悞公亦不負恩⁽²⁸⁾
とあるように、県を通じて城・郷の紳士らによりかけ合同の
賑局を設けて、その捐助金をもつて修堤資金とする計画であ
つた。

この基本的な復旧計画は、大水災発生の道光二十年六月か

ら五ヶ月後の十一月にすでに決まつていたが、圩内の冠水が
なお完全に退いていなかつた當時、着工が不可能であつたの
で、翌年の雪どけを待つて二月から実施された。⁽²⁹⁾

姚讓庭孟北溪両先生、為我圩總董。二十一年二月起工、
至四月告竣⁽³⁰⁾

とある如く、工事は道光二十一年二月から四月にかけて行わ
れ、その中心となつたのは、在郷（圩）の紳士姚讓庭（信）、
孟北溪（汝誠）を總董とする董事集團であつた。以下におい
てその復旧・修堤事業の実施過程を、さらに具体的に考察す
ることにしよう。

先ず工事主体の性格と役割については、

查上年冬間、設局勸捐放賑、截至本年正月底止、武陽両
縣、共已捐錢六萬五千餘千文、現與城局紳董、公同籌議、
即於捐賑項下、提出錢七八千千文、發給各圖、貼補工費、
至估工集夫、非鄉農所能辦、查得現充育嬰堂董事孟汝誠、
於工程素所諳練、候選州同姚信、上年水災、散錢發米、
活人無算、又復首先捐錢一千千文、交局放賑、樂善好施、
衆所推服、貢生湯載、年届七旬、老成公正、廩生湯鉢、
附生岳兆熊人、俱明練、家住芙蓉圩、痛癢相閲、均堪僉
爲董事、承辦此工、所有估計土方、給發夫價、各事宜即
令在鄉設局、公同經理、不假胥吏之手、該董事等、情殷

桑梓、義無可辭、均願承辦⁽³¹⁾

と述べている。即ち武進・陽湖兩県ならびに、城市的の紳董の捐助を仰ぐ一方で、修築と管理の主体となつたのは、在地の育嬰堂董事の孟汝誠、候選州同の姚信らによる捐銭のほか、公正、明練な貢生湯載、廩生湯鉉、附生の岳兆熊らの地域社会における社会的信頼と、経済的実力を基盤にした董事層であつた。城・郷の紳董による捐賑を財源とする工事費の発給等の経理と同時に、工事の運営、管理等の中核的業務は、彼等の形成する郷局によつて把握されており、末端権力の介入を厳しく排除している。さらにその役割と運用を、

查所需工価錢文、是否核実、有無浮冒等因、比係民捐民辦之工、並不請努例、免報銷、且經費於捐賑局内提用、而董事姚信、開局之日、首先捐錢一千千文、解己囊而辦公事、斷無浮冒之理、至卑縣衙門胥吏、並不經手、卑昔赴鄉一切船隻飯食、均係自行給發、除工価之外、別無開銷、而逐段應給之價、又經插牌明示、夫頭無從剋扣、辦理甚爲周密、該董事、兩月以來、敝衣草履、冒雨督修、不憚辛勤、實爲可嘉可敬事、竣後伏求、大人溫語褒獎、以爲樂善急公者、勸則以後、遇有地方公事、益有人願躍承辦矣……

と記している。これによれば修堤工事の性格を、端的に「民

捐民辦」事業と規定している。つまり公的資金に依存せず、城・郷の紳董らの捐賑を財源とするとともに、工事の運営においても、在地の紳董らが董事として主体的な役割を担つてゐる。それによつて工事費の支出における透明性や、不正防止が確保されると同時に、董事が直接工事の督率に当たることによつて、手抜き工事の抑止や工事の実効性が高まることになつた。要するに圩田水利が重要な地方公事の一環として位置づけられ、地域社会において自主的に運営されることになつてゐるのである。

ところで、水利工事の具体的な実施過程とその方法についてみると、

閩岸遼遠、隸陽邑者、四十餘里、悉附近鄉圖、分段承辦，在總局者、余與岳蘭溪、周琢菴、趙秋田、及兒子鈺姪鍊數人、日隨姚孟兩君、督率通圩、而各圖、又設小局、有董事、圩長、夫頭、督率之、又設巡查數人、察視周圍、循環不已、張公不肯假手胥吏、僅命總書何樸庵、率圩差數人、以爲襄贊、……而感張公之德、又感姚孟兩君勸導、有方皆趨事、恐後姚君、兼築各圩、心力交瘁、孟君專督我圩、不避怨、不辭勞、尤足多焉⁽³²⁾

とあり、芙蓉圩全体の作業を統轄する機関としての總局に対し、各圖を単位とする小局が設けられている。總局における

總董にたいし、各小局には、董事、圩長、夫頭が置かれ、業務を分担督率した。他に巡査数人が警備や保安等に当つた。

なお運営上原則的に胥吏の干渉や介入を排除することになつてゐたが、部分的には總書、圩差の協力を得ていたことがわかる。

さて工事に當つては、

修築芙蓉圩堤、先勘估丈尺土方、繼立各図界樁、分釘號牌、照上下戸、給錢若干、章程粗定、謹擇於本月二十日、興開大工、恭請老父臺大人、親臨勘驗、并求先一日、詣勘黃天蕩工程、前所估經費、可即移会城局紳董、於三日前、先行繪發錢二千千餘、俟期領給、以便各圖董保圩長、按期向鄉局具領……

とあるように、先ず全修堤箇所の長さと土方を調査し、その各圖の分担区域を界標によつて明示すると同時に、その各圖の田畠に応じて一夫当りの丈尺・土方が割当てられた。さらに夫工の分担作業量に応じて一定の工価が支給されることとなつていたのである。

工事費＝工価の受領ならびに支給については、

總局、先令董保圩長、督率各図夫頭、築一岸様、以爲程式、開工前一日、董保圩長名下、立攬開具花名、送局查核、至工価錢文、亦須董保圩長、赴局請領、夫頭再於董

保圩長名下具領、逐日散給各夫、毋好得剋扣攬私、各夫亦不得硬欲預支、違者均須重究⁽³⁵⁾

とある如く、予め着工に先立つて各圖毎に董保、圩長らを通じて工事計画書と関係者の名簿を、總局に提出しチェックを受けなければならなかつた。その上で改めて董保圩長が局より工価を受領し、夫頭より毎朝夫工に支給されたが、不正支給やピンハネ等は厳しく禁じられていた。工価の支給の基準としては、

茲念芙蓉圩災情較重、每土一方、貼給工価錢一百四十文、五畝以上、在田起夫、每方半給錢七十文、五畝以下、金行給發、此係逾格體恤之處⁽³⁶⁾

とあり、每土一方につき工価錢一百四十文とし、五畝以上の「業田派夫」⁽³⁸⁾については、每方半額の七十文に対し、五畝以下の場合は、全額一百四十文としている。

以上述べてきた要領に従つて計算された復旧の修堤工事の所要経費は、

現據該董事等稟稱、通工丈估、黃天蕩地勢稍高、堤岸破缺较少、估土一萬二千餘方、按田出夫、連水口加添椿石、擬需工価錢一千五百千文、芙蓉圩地勢最低、堤岸破缺較多、估土二萬七千餘方、按田出夫、連水口加添椿石、擬需工価錢六千五百千文、二共八千千文、可期集事、⁽³⁹⁾

とあるように、黄天蕩、芙蓉圩それぞれ、一万二千餘方、二萬七千餘方となり、工価錢は一千五百千文、六千五百千文、合計八千千文となつてゐる。

こうして芙蓉圩の復旧築堤工事は、道光二十一年二月から四月にかけて実施され竣工したが、これに続いて行われたのが、芙蓉圩内の陽湖・無錫両縣界を画定する界岸の修築事業であつた。その方法は基本的にはすでにみた圩岸の修築工事と同様である。以下その概要を紹介しよう。

(道光)二十二年春、因圍堤已築、界岸未修、余偕姚讓庭先生、請於紳董、乞敦仁堂稻穀、移作修界岸、又延余孟二君、協辦其事、界岸綿亘三千四百餘丈、面濶六尺、脚

濶一丈二尺、難亞於大堤、而陽錫分地、而然可明⁽⁴⁰⁾……

とある如く、界岸事業も圩岸工事と同じく、姚讓庭ら在圩の紳董を主体に施行されたことは明らかである。工費についても、

圍内界岸、本宜自備工本石料、因念大祲之後、民困未蘇、是以彙同城局紳董、懇勸江北商人、及敦仁堂董事、將戽水稻穀免償、以作界岸、半給工價、實係軫念災黎、爾等自應踴躍從事、既不悞公、亦不負恩⁽⁴¹⁾

というように、本来圩民の自主的負担によつて、行うべきであつたが、被災直後の窮状のため、城局の紳董をはじめ、江

北の商人や敦仁堂の董事らの商紳層の援助を仰ぎ、それによつて一定の工価を支給している。その基準は、

修築界岸、應於圍内田畝起夫、即照上年戽水田數派算、

每田十畝、起夫一名、每段土方、已據堤工董事、逐段細加核、估定無差謬、實岸土方価、每方七十文、水口每方一百二十文、其錢由局領給⁽⁴²⁾

とある如く、圍内の田畝十畝毎に一夫とすると同時に、毎土一方に対し錢七十文が支給されることになつてゐる。また工事に當つては竣工期限の厳守⁽⁴³⁾や、築堤様式についての告竣後の驗收⁽⁴⁴⁾等が指示されており、自主的な責任体制が確立されたいた。

さて、道光二十一年春から翌年にかけて、芙蓉圩の圩堤、ならびに界岸等の復旧工事は相次いで竣工したが、その後の管理体制についてはどのような方法がとられたのであらうか。

是以工竣以来、卑昻時與總董湯載姚信等共相籌商、如水口空隙之處、宜改爲實岸、陽錫両邑界岸、函宜補築、堤是以彙同城局紳董、懇勸江北商人、及敦仁堂董事、將戽脚應添子岸、岸洞不准私開、皆保衛圩堤要勢、其他如樵採之宜、禁車戽章程之宜、遵村基不可墾削、圩長慎選充舉、於堤岸、均有關係、原擬今冬明春、詳明次式舉行、俾該處圩田、永無水患、……在陽湖任内、與衆紳董所商及者、擬議八條、開具清摺、呈祈憲台、鑒核示遵、如蒙允

准、祈即飭吳署令、覆核情形、分別辦理、實爲公便、謹擬芙蓉圩堤岸善後事宜、恭呈鈞鑒⁽⁴⁵⁾

と、その基本的なあり方を述べている。即ちさきの修堤事業において總董として中心的役割を果した、湯載、姚信らが他の紳董と協議し、道光二十二年九月二十八日の札に、芙蓉圩堤岸善後事宜⁽⁴⁶⁾條例八則を制定している。八則の多くは水口、界岸、子岸、岸洞等に関する技術的な規定であり、ここでは省略するが、工事の運営や施設の管理要務を担当する圩長についての規定を次に掲げておきたい。

圩長、宜選擇挙充也、圩堤築成後、全賴圩長、得人實心照管、庶可經久、向來均係旧圩長子孫接充、賢愚不等、未爲妥善、今議嗣後、每十个月内、由圖內衿耆、公同赴縣、稟舉着充、如有不妥、或五年、或十年更換⁽⁴⁷⁾

これによれば、圩長は各圖内より選ばれることになつているが、從来圩長の子孫が賢愚に拘らず選ばれていたのを、不適任の場合は交替せしめるとしている。なおこの八則には経費に関する規定は見られないが、この点については別に次のような記述がある。

稟籌捐、歲修圩岸經費、遞年擇要修理、議令按畝捐米、集數繳局備辦、洵爲要工善後起見、候諭飭各圖董保圩長、遵照集議捐繳、勿稍觀望、違悞干咎、……惟是工程善後、

最閼繁要、若不未雨綢繆、必致臨時無策、暎等再四思惟、統計圖內、除灘蕩平基之外、其平低田二萬四千余畝、議以每口號、田一畝捐米一升、自今歲爲始、每屆秋收、令各圖小圩長、集米繳局、嗣後農歲照輸、歉歲停納、將末以此歲捐、於春間農隙之時、量入爲出、督率圩長、遞年擇要培補、自此無曠修理、爲圩民長久之計、可無決裂之患、況以一歲之稔、每畝僅米一升、於圩民所損無幾、而保衛圩岸之利益無窮、……於每屆秋成、由該圩長等收集、繳入堤工總局、適遇歉年、酌量停納、以此歲捐、於春間農隙之時、隨同總董、遞年擇要培補、於圩民實有裨益、此係保衛圩田之善政、該董等務各踴躍從事⁽⁴⁸⁾

これは道光二十二年十月に議定されたものであるが、圩岸の歲修經費として、圩内の平低田二萬四千余畝に対し秋收期に、田一畝から捐米一升を徵集するというものである。捐米は各圖の圩長を通じて徵集され、堤工總局に繳入された。捐米の田一畝一升は平稔の場合は負担は軽かつたが、歉歲には徵集を停止するとしている。局に備蓄された歲捐は、毎春の定期工事に適宜支出されたのである。

以上復旧工事後の歲修体制の整備も復旧事業において行われた在圩の紳董を中心とする「民捐民辦」方式にほかならなかつた。その円滑な運営が、圩田水利の保全、維持に安定し

た効果を上げたものと考えられる。一方では道光二十六年四月に、

今圩堤、界岸及内圩大小岸壁、俱各奉憲、飭修完整、嗣後不但歲勤修葺守、而勿衰更、宜嚴加保護、俾歷久勿壞、凡有違例諸事、明列規條、勒石永禁、凡我圩人、須至禁者、……

とあるように、それぞれの施設についての修築管理と同時に、

施設や機能の保護のために、「永禁碑⁽⁵⁰⁾」を勒石公立し、嚴守を指示している。

三 坊内の排水と管理

冒頭でも述べたように圩田水利において圩堤の管理（修築）とともに、最も重要な緊急を要するのは圩内の排水であつた。

このような排水問題について從来は、

自築圩以来、無通圩戽水出塘法、一遇霪潦、西面田、尚可支持、東面則水無洩處、坐以待斃、蓋圩田、高下錯出、地廣人稠、心力不齊、古人有謀及之者、而格於形勢、輒尼不行、二十一年四月、邑侯張公憫之、諭飭通圩戽水出塘、移会錫邑、一体遵照、又躬自督率、勢期育成、以補昔

人所未修、誠法良美意也⁽⁵¹⁾

とあるように、芙蓉圩全体の統一的、組織的な排水体制は確立されていなかつた。それが道光二十一年の画期的な修堤事業につづき、排水作業に關しても芙蓉圩内の一体的な排水組織についての整備が行われたのである。その具体的な内容は後にふれることにし、先ずそれ以前の排水問題についての現実と対応を見ておくことにしよう。

芙蓉圩岸、已於本月初旬、修築完竣、足資保護田疇、惟本年雨水連綿、該圩地處低窪、在有積水二三尺不等、敝縣赴工、查驗之際、測量外河之水、高於圩內一尺有餘、無從宣洩、恐悞插蒔、函宜籌議、車戽之法、正在商辦間、十四十五等日、又復大雨如注、河水陡漲二尺、圩內積水、亦添數寸、幸堤岸、先經修築、河水不致倒灌入圩、否則竟成一片汪洋、此時若不速將圩內積水車戽、必難播種插秧、民命攸關、何忍坐視⁽⁵²⁾。

とある如く、圩堤の復旧工事が完成した後とはいえ、長期間の降雨は必然的に低窪な圩内に積水となつて滞留し、播種や插秧に決定的な障害となつた。従つてその火急な排水作業が圩民の死活を決する喫緊の課題であつた。

かかる圩内の積水の排除に対する方策としては、

縣員姚信孟汝誠、生員湯載等呈、爲遵諭商辦、勉盡人謀、

以冀播插事、……軒等奉仁憲面諭、以爲既立堤防、自當設法車戽、遂邀同各圩、董保圩長等、徧歷通圩、相形度勢、量水之浅深、計車之多寡、再三斟酌、勉盡人謀、照圃內版額、口號田畝、按田派夫、急宜趕緊車戽、但爲費甚鉅、災黎綿力難支、擬將九畝半、所借稻穀、移作車戽、半給之資、倘有不敷、尚欲求恩籌劃、竊思稻穀一節、原以移借作種、今轉移車戽、亦爲播插、先籌似無妨碍、俟秋收之後、按田加息、圩民感恩、圖報自無不踴躍償還⁽⁵³⁾とあり、また

當論董事姚信湯鉢等、籌議稟辦去後、茲據該董事議稱、邀同董保圩長等、徧歷通圩、相形度勢、揣積水之深淺、計設車之多寡、按照田畝、貼給稻穀若干、俾作車戽之資、惟芙蓉圩與錫邑合轄、必須同時並辦、庶克有濟等情、前來查圩內積水、經敝縣親往勘視、必須函速車戽、方可無悞播種、此係目前第一要勢、不容稍緩⁽⁵⁴⁾

とある通りである。ここで明らかなことは、排水作業の課題はあくまでも、圩田の生産＝播插の確保にあつた。作業に要求される緊急性もそこについたことは言う迄もない。

この排水体制の整備に主導的役割を果したのも、既に述べた修堤並びに界岸工事において活躍した、姚信、孟汝誠、湯載らの在地紳董であつた。排水作業の具体的な手順は、先ず

各董保、圩長を通じて積水の程度（深浅）を調査させ、それに応じて排水車の配置（車数）を勘案すると同時に、田畝数に応じて排水作業に従事する人夫を割りあてたのである。しかし、当時はなお前年の水害の打撃から立直ることができなかつたため、圩民の自力による排水は困難であつた。そこで圩民の負担を軽減し、これを援助するために、本末種穀として借用したものをして、臨時に車戽費として轉移し人夫に貼したのである。

この措置については、次に

芙蓉圩積水情、由奉批據稟捐賑錢文、貧民均已購買稻種、江北商人所備稻穀、移爲車戽之資事、屬因時制宜、該董事之悉心籌画、江北商人之樂善好施、皆由該令盡心民事勸導⁽⁵⁵⁾

とあり、

車戽積水、本圩民分内應辦之事、因念被災之後、力有未逮、是以議江北商人、前備稻穀、後爲車戽之資、此係格外矜恤、兼以工代賑之意⁽⁵⁶⁾

とあるように、車戽費用に転用された稻穀には、江北商人らの「樂善好施」の意識と、「以工代賑」即ち窮民の労働救済の意義があつたことが明らかである。

さらに車戽経費とその調達について、

……、張公謀於局紳、設法籌款、借敦仁堂稻穀、作車戽水資、命總董、相度形勢、先定車戽水車基、移會同圩錫邑、設車戽五百架、兩班人互易之、停人不停戽、謂之車雙、五百即一千、十日水漸落、夫所借稻穀、散四十九畝、爲接濟飢民、計既移歸車戽、則接濟無賴、幾不能兩全、張公憫之、首先倡捐紳富、陸續輸助、四月呂幼心瞿麗江薛厚堂諸先生、親至總局、開單分給、分給之數、反多於稻穀、圩民感甚。⁽⁵⁷⁾

とある。これによれば、排水作業の実施には陽湖県の張正堂の行政指導が少なくなかつたと考えられるが、現実の排水作業に準備された車戽（排水用具）は五百架であり、一架について二人が一組となつて作業に当たつた。これを車雙とよんでいる。江北商人や敦仁堂等から借用した稻穀は、本来は飢民救済用のものであつたから、それを車戽費としたため、救済用の不足分をさらに紳富層に捐助を求め、多額の輸納が行われている。

以上述べたように、道光二十一年春に実施された圩堤の修築、界岸の復旧等につづき、芙蓉圩内の排水作業とそれに関する工費等の手あては、さきの諸工事の主体となつた局紳董事らによつて整備され、当面の排水事業の円滑な運営が実現されたものと考へられる。その具体的な内容は、「車戽規條」

として規定化されており、各圖の董保、圩長、夫頭らにその厳守が指示されている。⁽⁵⁸⁾

一方、さきに述べたが、道光二十一年九月二十八日の札として公示された、芙蓉圩堤岸善後事宜に関する「條例八則」のなかの一則として、排水問題に言及している。即ち、

一車戽章程、宜永遠遵守也、圩田皆低、憂水而不憂旱、一遇雨水連綿、則圩内便成一片汪洋、車戽之法、最宜預爲講求、本年春夏、雨澤過多、堤岸難已築成、而圩内積水、深至三四尺不等、適值蒔秧之際、農民焦急、因與衆紳耆公議章程、將水車戽放出、始得插蒔、規條具在此、後自宜永遠遵守、遇有積水、照章車戽、毋許觀望推諉、斷要車出大閘之外、毋得車入圩内、以鄰爲壑。⁽⁵⁹⁾

とあり、圩田水利における排水問題の農業生産上の重要性を明確に指摘するとともに、一たん積水の発生があれば、緊急かつ適確な排水作業の実施を、一定のマニュアル（章程）の厳守によつてすすめるべきことを規定している。

おわりに

道光二十年（一八四〇）夏、常州地方を襲つた大水害により、決潰した芙蓉圩堤の復旧事業、ならびに長雨によつて圩

内に滯留した積水の排水作業を、道光二十六年、姚信によつて刊行された『芙蓉湖修堤錄』を中心に考察した。本史料はそれらの復旧工事の報告記録である。

清代江南の圩田水利は、冒頭で紹介したように、基本的に明代中期に形成されたいわゆる「按田正夫」、「業食佃力」方式が慣行となつており、芙蓉圩の場合も例外ではなかつた。

したがつて道光二十年の災害復旧工事においても、「此次修築、係爾等分内之事、自應仍照旧章辦理」⁽⁶⁰⁾、「修築堤岸、本係各該図農民、應辦之事」⁽⁶¹⁾、あるいは「該圩修築围堤、本屬分内之事」⁽⁶²⁾などとあるように、伝統的な水利慣行にしたがつて、圩内農民による自主的負担が原則であつた。

しかし、被害直後の圩民にとって、復旧修堤工事の自力による負担は、到底不可能であった。そこで実施されたのが、本稿で明らかにした邑人の姚信、孟汝誠を董事（＝總董）とする新たな修堤事業であり、管理体制であつた。董事の彼等

邑有姚讓庭先生者、黃天蕩人、資性過人、精於勾股、治地其所長、又有孟北溪先生者、居北郭萊菔壩、能斷大事、爲育嬰堂、治洲田、築沙圍、素有成效、張公與局紳延二人、主築围事⁽⁶⁴⁾

とある。二人はともに地元の紳董（生員、監生）であり、姚信は資質に秀れ、数理に精しく、一方の孟汝誠も育嬰堂や沙圍・洲田等の事業に献身するなど、地域社会における信頼、貢献の実績が大であつた。あくまでも彼等を中心とする芙蓉圩の水利事業であつたが、一方では陽湖県丞の張子果の行政的バックアップと同時に、他方では城紳らの一定の協力と援助が寄与したものも事実である。

以上の事実はさきに紹介した大谷敏夫氏の指摘の如く、芙蓉圩においても道光二十一年の修復事業を契機として、芙蓉圩を主体とする地域の城・郷紳士による捐銀の下に、董事を中心とする運営と、その後の管理体制が整備された。ただ大谷氏はこれらの水利慣行の成立を、さきにも述べた従来の業食佃力方式による民辦の水利事業への官督權の強化、ならびに水利責任者たる董事の性格を、かつての徭役の復活ではなく、地方行政機構の一端を担う職種としている。⁽⁶⁵⁾

これに対し、稻田清一氏も大谷氏の成果をうけながら、同様な現象に着目され一連の成果を明らかにしている。それによれば、十九世紀後半の江南において、伝統的な善舉とも、官治の補助でもない「公事」という意識にもとづく活動領域の存在が、「地方」即ち一定の地域的広がりのなかで注目されるに至つたことを指摘されている。いわゆる「地方公事」の成立であるが、それは要するに、市鎮（廠）と深く結びつい

た董事（鎮董）を中心として、民間人によつて実施される、一定地域の住民に深くかかわる公共事業、及至活動を指すものである。これらの事業としては、広汎な事業が挙げられるが救恤と水利が最も重要な分野といふ⁽⁶⁶⁾。

さて以上の稻田氏の見解を、大谷氏のそれと比較すると、論点は必ずしも一致していないが、「地方公事」の運営体制の性格についての理解には明らかに一定の相違が見られる。即ち大谷氏は官督の下における地方行政機構の一環とされるのに対し、稻田氏は鎮董を主体とする地域の自立性を重視されている。ここでの問題点は官＝県の地方行政権の役割をどう考えるかということであり、これと関連する董事の位置づけの二点にあると考えられる。

こうした観点からみて、本稿において明らかにした芙蓉圩の水利事業は、大工や幹河に比べ圩堤というすぐれて高度な共通の利害関係をもつ、一定地域の共同公益事業であつた。

その運営主体は在圩の總董を中心とする城鄉の一体的な地域の自立性に拠るものといえよう。勿論官の一定の行政的役割は否定できないが、その役割は当時の行政能力の限界状況から、「地方公事」における行政責任の「地域」への委譲轉嫁の促進にあたつたのではなかろうか。

そして稻田氏も指摘されているように、この趨勢は、救荒

や水利のみならず他方行政事業一般にまで及ぶようになり、それにともなつて廠の領域が、事實上の他方行政区画化していくことになつたであろうと推定されている⁽⁶⁷⁾。

因みにこうした「地方公事」としての水利事業は、當時すでに江南に限らず華北においてもみられたところである⁽⁶⁸⁾。

ともあれ、これら「地方公事」の意識は、清末から民国初期の地方自治の形式へと展開されると考えられるが、その具体的な發展過程については、今後水利事業のみならず、広く各種の「地方公事」の運営についての、歴史的、地域的な実証的検討を通じて、解明を進めなければならない（一〇〇一・六・一九）。

註

(1) 本田治「中国水利開發史－江南－」（松田孝一編『東アジア経済史の諸問題』、阿吽社、一〇〇〇年十一月）。

(2) 川勝守著「中国封建国家の支配構造－明清賦役制度史の研究」（東大出版会、一九八〇）、浜島敦俊著「明代江南農村社会の研究」（東大出版会、一九八二）、渡部常世編「中国江南の稻作文化」（日本放送出版社、一九八四）、水利水電科学研究院『中国水利史稿』下（水利電力出版社、一九八九）、鄭肇經主編『太湖水利技術史』（農業出版社、一九八七）、汪家倫・張芳編著『中国農田水利史』（農業出版社、一九九〇）、繆啓倫著『太湖塘浦圩田史研究』（農業出版社、一九八五）等。

- (3) 浜島敦俊「明代の水利技術と江南地主社会の変容」〔シリーズ世界史への問い合わせ〕2、岩波書店、一九九〇)、大谷敏夫著『清代政治思想史研究』(汲古書院、一九九一)、第二部第一章、「江南の水利と郷董制」など。
- (4) 林保元「芙蓉圩調査報告」(『太湖流域水利季刊』、第二卷第四期)、『中國水利史稿』下、頁七十六、「圩区内水利治理」、姚信『芙蓉湖修堤錄』全八卷、道光二十六年、本史料は中国科学院図書館蔵本で、孟広均氏の配慮によつて閲覧利用できたものである。
- (5) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、頌徳碑記。
- (6) 『芙蓉湖修堤錄』、卷七、村落説。
- (7) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、破田築田記。
- (8) 『芙蓉湖修堤錄』、卷七、村落説。
- (9) 同右。
- (10) 『芙蓉湖修堤錄』、卷八、旧冊附刊。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 川勝守著「明清江南社会史研究」(汲古書院、一九九九年)、森正夫編『江南デルタ市鎮研究』(名古屋大学出版会、一九九二年)。
- (15) 『芙蓉湖修堤錄』、卷八、旧冊附刊。
- (16) 『芙蓉湖修堤錄』、卷七、風俗説。
- (17) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、頌徳碑記。
- (18) 『芙蓉湖修堤錄』、卷八、旧冊附刊。
- (19) 『芙蓉湖修堤錄』、卷二、卷宗。
- (20) 同右。
- (21) 同右。
- (22) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、破田築田記。
- (23) 『芙蓉湖修堤錄』、卷二、卷宗。
- (24) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、破田築田記。
- (25) 『芙蓉湖修堤錄』、卷二、卷宗。
- (26) 同右。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 道光二十一年二月初五日の「修岸規程」に見える。
- (30) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、頌徳碑記。
- (31) 『芙蓉湖修堤錄』、卷二、卷宗。
- (32) 同右。なお史料中にみえる「民捐民辦」について、大谷敏夫氏は「民捐民辦とは均田均役の理念を継承しつつ、実際は半ば強制力をもつた捐納で水利事業を推進する方式」と指摘されている(同著『清代政治思想史研究』、第一部第一章、「水利経費と捐納」)。
- (33) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、破田築田記。
- (34) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、卷宗。
- (35) 同右。
- (36) 同右。
- (37) 『芙蓉湖修堤錄』、卷三、附築岸估土方説、「……蓋旧岸之存者、高低濶狹形勢不一、隨其形勢、而幫築之土方之多少亦自不同、若不估算某段每丈旧岸、現存若干、須補土若干方、非但苦樂不均、且無由計工論給、凡平地、方一丈、厚一尺、爲土、……」
- (38) 『芙蓉湖修堤錄』、卷三、按田派夫説「夫優免差徭、因修築田堤起見、是役也張公示諭内、有既經優免差徭、均在出夫之列、照現業田派夫等語、極爲平允、……仍照二十一年例、凡在優免之田、一律派夫、不得觀望徘徊、既避差徭、復逃修築」。
- (39) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、卷宗。
- (40) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、派田築田記。

- (41) 「芙蓉湖修堤錄」、卷二、卷宗。
- (42) 同右。
- (43) 同右。
- (44) 同右。
- (45) 同右。
- (46) 同右、「謹附條例八則」、一水口空隙之處、宜改爲實岸也、……、一陽
錫兩邑界岸、宜補築也、……、一子岸宜增築也、……、一岸洞深宜查明分別
存留也、……、新築之岸、宜禁種作樵採也、……、一車戽章程、宜永遠遵守
也、……、一村基宜禁墾削也、……、一圩長宜選舉充也、……」。
- (47) 「芙蓉湖修堤錄」、卷二、卷宗。
- (48) 同右、道光二十二年十月十五日諭。
- (49) 「芙蓉湖修堤錄」、卷一、永禁碑文。
- (50) 同右、「永禁碑」、「……、今因堤界岸、及內圩大小岸壁、俱奉憲筋修完
整、嗣後不但歲勤修葺守、而勿衰更、宜嚴加保護俾歷久勿壞、凡有違例
諸事、明列規條、勒石永禁、凡我圩人須至禁者」。
- (51) 「芙蓉湖修堤錄」、卷六、戽水說。
- (52) 「芙蓉湖修堤錄」、卷二、卷宗。
- (53) 同右。
- (54) 同右。
- (55) 「芙蓉湖修堤錄」、卷二、卷宗。
- (56) 同右。
- (57) 「芙蓉湖修堤錄」、卷一、破田築田記。
- (58) 同右、計開
- 一車戽積水、本圩民分內應辦之事、因念被災之後、力有未逮、是以議
將江北商人、前借稻穀、移爲車戽之資、此係格外矜恤、兼寓以工代賑之
意、該圩民、務當踊躍從事、勿稍怠悞。
- 一圩中田、有高低、水有淺深、高者似視車戽、爲可緩、殊不知転瞬
間、梅雨時行高處亦不足恃、自應先事綢繆、一體車戽、不得藉詞延緩、
致悞通圩公事、違者提處。
- 一按田派夫、俱照圩內版額、口號田數、不得隱匿分毫、如有隱匿者、
察出倍罰、兼提懲處。
- 一給癟工食、每夫逐日、得糙米一升五合、每車六夫、出車人免一夫、
一車共成七夫、如農民車數不敷、儘可雙夫、雙上夫換、而車不歇。
- 一各圩開設車基、或村基或水口、或實岸、務須相形度勢、各得其宜、開
缺之處、各夫頭、協同董保、向局寫立、包攬車工已畢夫頭、督令衆夫、
仍將缺處、修補完固。
- 一車戽時、夫頭督衆夫、上車每天、給籌一根、各団董保、逐段查察、
每日以一千籌為度、若雙夫換班、應以二千籌為度、如有缺籌短數、察出
倍罰、並即提究。
- 一派夫、俱照現種田畝、倘係租戶、難非已田、既給工食亦、應與現種
永禁、
- 一戶水出塘、務設旱閘、或私開圩岸、填築不堅、以致猝不及防、是宜
永禁、
- 一村基、最易坍卸、分管圩長、固宜歲修、村人亦當時加培補、或任意
侵損、是宜永禁

之田、一律派夫、不得推諉、業主避役、

一稻穀、董保赴局、具寫領結、按期領回、各夫頭亦宜具領、於董保名下、逐日散給衆夫、夫頭不得剋扣、衆夫亦不得預支、

一此項稻穀、原以借作籽種、今移爲車戽亦屬播插、先籌該圩民等、如果躊躇從事、免其秋成後、加息完繳、倘領穀之後、仍復偷安、並不肯上

緊車戽、立將所領之穀追還、兼加重處

一每車十部、以二人監督、清晨催夫上車、毋許遲悞、如有不遵、准即稟究、

一圩內之田、陽錫兩界、犬牙相錯、陽邑該錫邑田者、歸錫邑戽水、錫邑該陽邑田者、歸陽邑戽水、毋得錯亂隱匿、

一戽水、乃用力之事、理宜強壯人操作、老幼疲病、毋得硬行挨入、以致悞公、

道光二十一年又三月二十二日

(59) 『芙蓉湖修堤錄』、卷二、卷宗。

(60) 同右。

(61) 同右。

(62) 同右。

(63) 「董事」という職種が慣行化するのは、清代嘉慶以降であるが、その理由は、清末になつて水利等の公共事業のもつ意味が重視されてきたからであろう。それと共に、董事任用は、水利事業における中間搾取者(吏胥・地保)の排除を目的としたものであつた」(大谷敏夫著『清代政治思想史研究』(汲古書院、一九九一年)、第二部第一章、「江南の水利と郷董制」、三郷董制の成立)とあり、郷董制成立の意義についてもふれられている。

(64) 『芙蓉湖修堤錄』、卷一、破壩築閘記。

(65) 大谷敏夫著『清代政治思想史研究』、第二部第一章、「江南の水利と郷董制」。

(66) 稲田清一「清代江南における救荒と市鎮」(『甲南大学紀要』文学編、第八十六号)、同「清末江南の鎮董について」(森正夫編『江南デルタ市

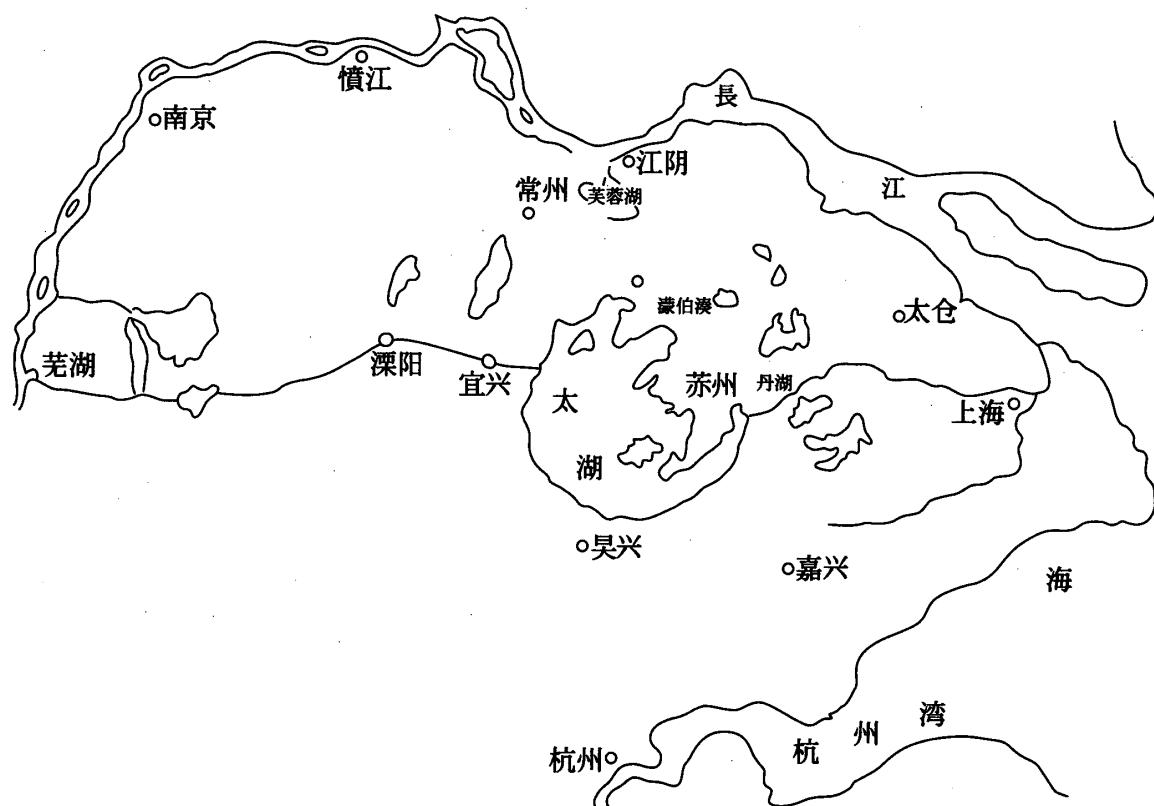
鎮研究』、名古屋大学出版会、一九九二)所収、同「清末、江南における『地方公事』と鎮董」(『甲南大学紀要』文学編、第一〇九)。

(67) 同右。

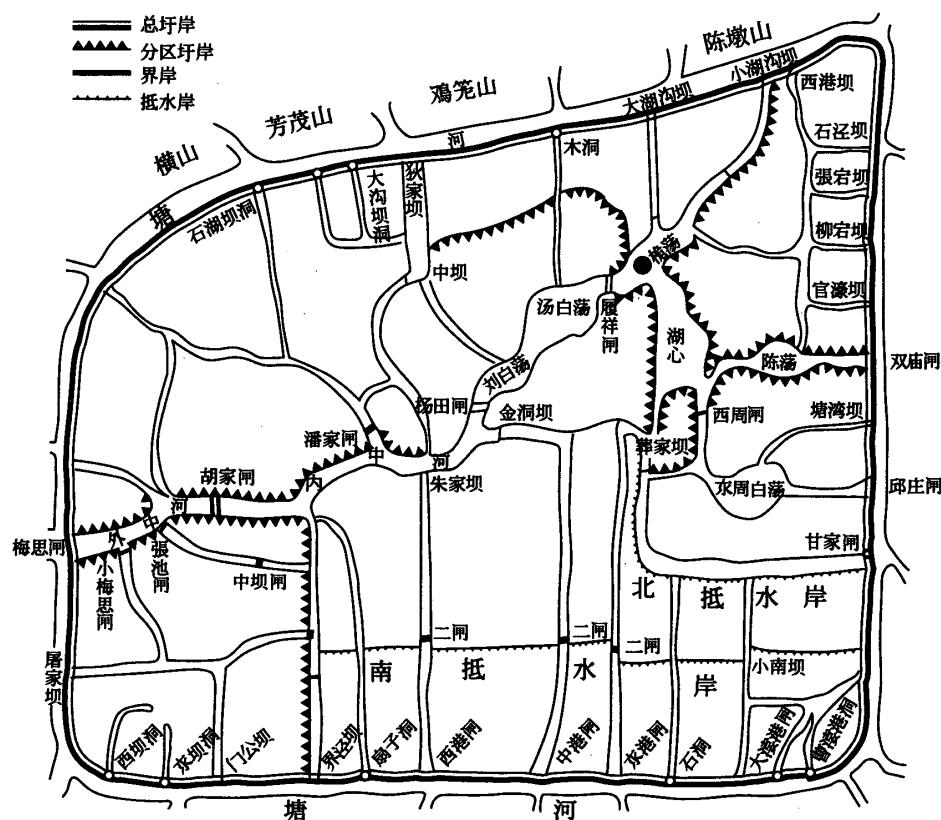
(68) 拙稿「清代道光期の西湖管理と杭州商紳」(『淡江史学』第十期、中華民国八十八年六月)、同「清代直隸の清河治水と千里長堤」(『九州産業大學国際文化学部紀要』第十一号)。

(69) 佐藤仁史「清末・民国初期における一在地有力者と地方自治」(『東洋学報』第八十卷第二号)。

清代江南における圩田水利の一事例



芙蓉湖位置図（鄭肇經主編『太湖水利技術史』より）



芙蓉圩示意図〔據『芙蓉圩修堤錄』附図絵制〕（鄭肇經主編『太湖水利技術史』より）